

原子力の防災業務に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告（第二次）

平成 21 年 2 月

総 務 省

前 書 き

原子力は、電力の供給等の面で重要な役割を果たす一方で、原子力災害が発生した場合、被害は甚大であり、また、原子力事業所等から放出される放射性物質等は、人間の五感では感じ得ないという特殊性があることから、その防災対策が特に重要である。

防災対策については、平成 11 年 9 月に茨城県東海村の核燃料加工施設において、周辺住民の避難等が要請された極めて重大な臨界事故が発生し、事故発生初の初動段階での事故状況の把握や対応の遅れ、国、地方公共団体及び原子力事業者の連携不足等の問題が明らかになった。これを契機に、原子力災害対策を抜本的に強化するため、平成 12 年 6 月に原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）が施行された。

原災法においては、i) 原子力災害の発生に備えた緊急事態応急対策拠点施設の指定、ii) 現地において原子力防災業務を担う原子力防災専門官の配置、iii) 国、地方公共団体及び原子力事業者の防災対策に係る連携の強化とともに、これら関係機関が一堂に会する原子力総合防災訓練の実施等が規定された。

また、原災法の施行と併せて、平成 12 年 7 月には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)の一部改正法が施行され、その中で、原子力事業者による保安規定の遵守状況に係る検査制度が創設され、国は、この検査に関する事務に従事する者として、新たに原子力保安検査官を配置することとされた。

さらに、上述の臨界事故においては、複数の被ばく患者が発生し、原子力事業所の作業員の人命が失われた。この事故の反省を踏まえ、原子力安全委員会において、原子力事業所等で発生した被ばく患者の医療及び搬送体制について、検討が重ねられた結果、平成 13 年 6 月に「緊急被ばく医療のあり方について」が取りまとめられ、これを受けて緊急被ばく医療体制の整備が進められている。

一方、平成 19 年 4 月、複数の原子力発電所をめぐる過去のデータ改ざん等原子炉等規制法等に抵触した事実が明らかとなり、同法が確保しようとする安全が損なわれていた状況が判明した。さらに、同年 7 月には、新潟県中越沖地震による原子力発電所の被災に対する国の初動対応についても課題が明らか

となっている。

本行政評価・監視においては、これらの状況を踏まえ、まず、大規模地震発生時の国の初動対応等について緊急に調査を行い、平成 20 年 2 月、経済産業省に対し、第一次勧告を実施した。

また、今回は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力の防災業務全般を対象とし、特に、原災法等に基づく災害応急対策に関する業務の実施状況並びに原子力防災専門官及び原子力保安検査官の業務の実施体制について、その実効性が確保されているかなどの実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

1	災害応急対策の適切な実施	1
(1)	緊急事態応急対策拠点施設の適切な整備	1
(2)	緊急事態応急対策拠点施設の適切な運営の確保	5
(3)	原子力災害時における迅速かつ的確な住民避難の実施	10
(4)	効果的な原子力防災訓練の実施	13
(5)	被ばく患者の搬送体制の整備	16
2	防災業務に係る実施体制の確保	20
(1)	原子力保安検査官による定例試験への計画的な 立会い・確認の実施	20
(2)	原子力保安検査官の効果的な研修の実施	22
(3)	原子力防災専門官の効果的な研修の実施	26

1 災害応急対策の適切な実施

(1) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な整備

(制度の概要等)

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 12 条第 1 項において、主務大臣は、原子力事業者が原子炉の運転等を行う原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策（注）の拠点となる施設であって当該原子力事業所が所在する都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するものを緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）として指定することとされており、平成 20 年 12 月末現在、全国で 22 か所（文部科学省所管 2、経済産業省所管 16 及び両省共管 4）が指定されている。

オフサイトセンターについては、原子力事業所外に放出された放射線等による被害の拡大の防止を図るための応急対策を迅速かつ的確に実施する機能を確保するため、原子力災害対策特別措置法施行規則（平成 12 年総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号。以下「原災法施行規則」という。）等により、原子力事業所から一定の範囲内の場所への設置、被ばく放射線量を低減するための措置の実施等が要件とされている。

（注） 緊急事態応急対策とは、原災法第 2 条第 5 号において、同法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第 4 項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間、原子力災害（原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出されることにより、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策とされている。

(現状と問題点等)

今回、全国に 22 か所設置されているオフサイトセンターのうち 13 オフサイトセンター（北海道、六ヶ所、宮城、福島、茨城、横須賀、静岡、石川、敦賀、大飯、島根、愛媛及び鹿児島）を調査した結果、以下のように、①オフサイトセンターにおける被ばく放射線量を低減するための方策が明確でない、②オフサイトセンターの代替施設に通信設備が設置されていない、③オフサイトセンター等が水防法に基づく浸水想定区域内に設置されているなどの状況がみられたことから、原子力災害が発生した際、オフサイトセンターの機能を十分に確保することができないおそれがある。

ア オフサイトセンターにおける被ばく放射線量の低減措置

オフサイトセンターの設備に関する要件の一つとして、原災法施行規則第16条第7号において、「当該原子力事業所との距離その他の事情を勘案して原子力災害合同対策協議会（注1）の構成員その他の関係者の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁の設置、換気設備の設置その他の必要な措置が講じられていること」と規定されている。

これは、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会決定）において示されている原子力災害時の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（以下「EPZ」という。）（注2）内に設置され、原子力事業所からの距離が近接しているオフサイトセンターについては、放射線下においても防災対応を実施することが想定されるため、被ばく放射線量を低減するための措置を講じることが求められていることを示している。

調査した13オフサイトセンターのうち、EPZ内に設置されている7オフサイトセンター（北海道、六ヶ所、宮城、福島、静岡、石川及び愛媛）は、すべてコンクリート構造となっているものの、被ばく放射線量を低減する効果を有する換気設備を設置しているのは、2オフサイトセンター（北海道及び六ヶ所）のみであった。

コンクリート建屋は、その遮へい効果や気密性により、被ばく放射線量の低減が相当程度期待できる。しかし、5オフサイトセンター（宮城、福島、静岡、石川及び愛媛）については、エアコンによる換気を想定した場合には、高性能エアフィルター等による被ばく放射線量の低減措置が行われていないので、放射性物質の影響を低減せずに外気を室内に取り入れてしまうことになるため、適切な対応を考える必要がある。

また、2オフサイトセンター（北海道及び六ヶ所）の換気設備についても、外気を高性能エアフィルターを介し、処理して施設内に取り入れる装置であり、放射性ダストを除去することはできるが、他に原子力事業所から放出が予想される放射性ヨウ素等を除去できるものとはなっていない。そのため、放射性ヨウ素等の影響が予想される場合には、換気を行わずに気密性を維持する対応も必要であると考えられる。

この被ばく放射線量を低減するための気密性の維持に関する対応については、放射線下におけるオフサイトセンターへの出入管理として、オフサイトセンターに出入口が複数ある場合、どこから出入を行うのか等を具体的に定めておくことも必要であると考えられる。

しかしながら、これらの被ばく放射線量を低減するための換気を行わずに気密性を維持する対応や出入管理等に関し、換気設備が設置されている2オフサイトセンター（北海道及び六ヶ所）も含め、上述の7オフサイトセンターにおいては、その対応方策が明確に決められていなかった。

(注1) 原子力災害合同対策協議会は、原災法第23条において規定されており、原子力災害が発生した場合には、国、地方公共団体、原子力事業者等が、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに設置されるものである。

(注2) E P Z (Emergency Planning Zone) とは、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」である。原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急に講ずべき応急対策は、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置であり、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせつつE P Zを定めておき、そこに重点を置いて原子力防災に特有な対策を講じておくことが重要であるとされている。なお、E P Zのめやすの距離（半径）は、原子力発電所等は約8 km から 10km、核燃料再処理施設は約5 km となっている（「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月原子力安全委員会決定、平成20年10月改定））。

イ オフサイトセンターの代替施設の整備

原災法施行規則第16条第12号において、オフサイトセンターの設置に関する要件の一つとして、オフサイトセンターが使用できない場合に、原子力災害合同対策協議会の構成員その他の関係者が参集するために必要な道路、ヘリポートその他の交通手段が確保でき、かつ、必要な通信設備を備えた十分な広さを有するオフサイトセンターを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）が当該オフサイトセンターからの移動が可能な場所に存在することと規定されている。

しかし、調査した13代替施設のうち、5代替施設（北海道、宮城、島根、愛媛及び鹿児島）においては、平常時から通信設備が設置されていない状況がみられた。当該代替施設では、緊急時に臨時回線の敷設工事を行うこと等により対応するとしているが、オフサイトセンターの機能のうち、

情報の収集・連絡等の重要な役割を果たすために必要な通信設備の設置に相当の時間を要する場合には、代替施設を迅速に使用することができず、緊急時の災害対応に支障が生じるおそれがある。

ウ オフサイトセンターの水災への対応

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項では、国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとされている。

この点につき、調査した13オフサイトセンターのうち、2オフサイトセンター（島根及び鹿児島）は、浸水想定区域内に位置している。これら2オフサイトセンターは、原子力災害の発生と同時期にオフサイトセンターの所在区域が浸水した場合、オフサイトセンターとしての機能が果たせなくなるおそれがある。

こうした事態においては、代替施設に必要な機能を確保することが重要であるが、これら2オフサイトセンターでは、オフサイトセンターの機能を代替施設に適切に移転するために必要な代替施設への退避経路や持ち出し物品の整理等がなされていない。また、これら2オフサイトセンターのうち、1オフサイトセンター（鹿児島）については、その代替施設も同一の浸水想定区域内に位置しているため、同一の河川のはん濫が発生した場合には、いずれの施設も浸水し、使用することができなくなる事態が生じるおそれがある。

(所見)

経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力災害が発生した場合に備え、オフサイトセンターが迅速かつ的確に災害応急対策を実施する機能を確保するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① EPZ内に設置されているオフサイトセンターについては、適切に被ばく放射線量を低減する措置を講じるための方策を各オフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること。
- ② オフサイトセンターの代替施設のうち通信設備が設置されていないものについては、地方公共団体と協議することにより、緊急時の通信設備の確保等、代替施設の迅速な使用に向けた方策を各オフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること。
- ③ オフサイトセンターのうち浸水想定区域内にあるものについては、地方公共団体と協議することにより、浸水時におけるオフサイトセンターの機能を確保するための方策を各オフサイトセンターのマニュアル等において明確にすること。

(2) 緊急事態応急対策拠点施設の適切な運営の確保

(制度の概要等)

原子力災害時における対応については、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、平成20年2月修正）において、国は、指定行政機関との連絡方法、初期動作等を定めた原子力災害対策マニュアルを整備することとされている。

原子力災害対策マニュアル（平成12年8月29日原子力災害危機管理関係省庁会議作成）においては、オフサイトセンター内に設置される原子力災害現地対策本部（注1）に、災害対応を迅速かつ円滑に行うため、機能別の7グループ（総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班及び運営支援班）を置くこととされ、さらにグループごとに関係省庁、地方公共団体、専門家等から成るグループの基本とされる構成員が示されている。この各グループの役割については、同マニュアルにおいて、以下のとおり示さ

れている。

- ① 総括班では、各班の行う各種緊急事態応急対策に関する総合調整を行う。
- ② 放射線班では、現地で行われる緊急時モニタリングデータの収集・整理を行うとともに、放射線による影響を予測する。
- ③ プラント班では、事故が発生した原子力事業所に関する情報の収集・整理を行うとともに、事故の進展予測等を行う。
- ④ 医療班では、道府県、医療関係機関の行う緊急時医療活動の把握及び広域的な医療活動の調整を行う。
- ⑤ 住民安全班では、被災者の救助及び社会秩序の維持等、住民の安全確保に係る活動の状況把握と調整を行う。
- ⑥ 広報班では、報道関係資料の収集・整理・作成、住民からの問い合わせ対応等を行う。
- ⑦ 運営支援班では、オフサイトセンター及び災害対策本部における後方支援業務等を行う。

また、防災基本計画では、安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省等）は、原子力緊急事態における関係者との連絡方法、意思決定方法、原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細、現地における対応方策等を定めた危機管理マニュアルを策定することとされており、この現地における危機管理マニュアルとして、各原子力保安検査官事務所及び原子力安全管理事務所（注2）では、オフサイトセンター運営要領を作成している。

各オフサイトセンター運営要領においては、以下のような原子力災害時における原子力災害合同対策協議会等の運営方法や報道発表方法等について定めることとされている。

- i) オフサイトセンターの立ち上げ要員、特定事象（注3）発生時の現地事故対策連絡会議の構成員、原子力災害時の原子力災害現地対策本部の構成員、機能別グループの構成員等の各種オフサイトセンターの構成員名簿
- ii) オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部が設置された後における、報道発表対応者、発表時間・頻度・場所等
- iii) オフサイトセンターから退避しなければならないような事態が生じた場合における代替施設への退避経路や持ち出し物品の整理等の避難方針

- (注1) 原災法第15条第2項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、第16条第1項に基づき、緊急事態応急対策を推進するため、原子力災害対策本部を内閣府（官邸）に設置するとともに、第17条第8項に基づき、原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を設置することとされている。
- (注2) 原子力保安検査官及び原子力防災専門官を配置するため、経済産業省は原子力保安検査官事務所を、文部科学省は原子力安全管理事務所を原子力事業所の近隣に置いており、その多くはオフサイトセンターがある施設に設置されている。
- (注3) 特定事象とは、原災法第10条第1項に基づき、原子力事業者が主務大臣に通報する義務を生じる事象であり、具体的には、原子力事業所の境界付近の放射線測定設備等により、政令で定める基準以上の放射線量を検出した場合、原子炉の非常停止が必要な際に、制御棒により原子炉を停止することができない場合等が該当する。

(現状と問題点等)

今回、全国に設置されている原子力保安検査官事務所 21 か所及び原子力安全管理事務所 6 か所のうち、13 原子力保安検査官事務所及び 1 原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領について、機能別グループの構成員名簿の記載状況、報道発表方法、オフサイトセンターから代替施設への避難対応等を調査した結果、以下のように、①機能別グループの特に重要な要員が構成員となっていない、②プレスセンターの設置場所が明記されていない、③代替施設への避難方針が明確にされていないなどの状況がみられたことから、オフサイトセンターの運営に支障が生じるおそれがある。

ア 機能別グループの構成員の配置

13 原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領における機能別グループの構成員と、原子力災害対策マニュアルに示されている基本とされる構成員に違いがあり、さらに、機能別グループの構成員名簿上、各班において、中心となるべき職員や専門的知見を有する職員等各班の業務を行う上で特に重要な要員が構成員となっていないなどの状況が以下のとおりみられたことから、原子力災害現地対策本部の機能別グループにおける各班の役割が円滑に実施されないおそれがある。

- i) 福島第一原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領においては、平成 20 年 7 月現在、機能別グループの構成員名簿が作成され

ていなかった。

ii) 原子力災害対策マニュアルにおいて、プラント班、広報班及び運営支援班の構成員には、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「安全基盤機構」という。）の職員を充てることとなっているが、

① プラント班及び運営支援班については、泊、女川、東海・大洗、横須賀、浜岡、志賀、敦賀、大飯、島根、伊方及び川内の 11 原子力保安検査官事務所、

② 広報班については、泊、六ヶ所、女川、東海・大洗、横須賀、浜岡、志賀、敦賀、大飯、島根、伊方及び川内の 12 原子力保安検査官事務所

のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていなかった。

iii) 原子力災害対策マニュアルにおいて、総括班、放射線班、プラント班、医療班及び広報班の構成員には、独立行政法人日本原子力研究開発機構緊急時支援・研修センターからの派遣者を充てることとなっているが、

① 総括班、放射線班及びプラント班については、志賀、敦賀及び川内の 3 原子力保安検査官事務所、

② 医療班については、泊、六ヶ所、女川、志賀、敦賀、大飯及び川内の 7 原子力保安検査官事務所、

③ 広報班については、志賀、敦賀、大飯、伊方及び川内の 5 原子力保安検査官事務所

のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていなかった。

iv) 原子力災害対策マニュアルにおいて、プラント班の副責任者及び班員には、原子力事業者の職員を充てることとなっているが、敦賀原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていなかった。

v) 原子力災害対策マニュアルにおいて、医療班の副責任者には、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）の職員を充てることとなっているが、川内原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領において、これらの者が構成員となっていなかった。

イ オフサイトセンターにおける報道対応

オフサイトセンターの外部にプレスセンターを設置し報道発表を実施するとしている女川、横須賀、浜岡、志賀、伊方及び川内の6原子力保安検査官事務所のオフサイトセンター運営要領において、プレスセンターの設置場所が明記されていない状況がみられたことから、周辺住民等への迅速かつ的確な報道対応に支障が生じるおそれがある。

ウ オフサイトセンターから代替施設への避難対応

横須賀、東海・大洗、志賀、島根、伊方及び川内の6原子力保安検査官事務所及び茨城原子力安全管理事務所のオフサイトセンター運営要領において、退避先となる代替施設の設置場所、代替施設への退避経路、持ち出し物品の整理等の避難方針が明記されていない状況がみられたことから、代替施設に係る避難対応に支障が生じるおそれがある。

(所見)

文部科学省及び経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、オフサイトセンター運営要領において、原子力災害時に関係者が参集し、迅速かつ的確に災害時の応急対策が実施されるよう、オフサイトセンターの構成員名簿を見直すとともに、報道対応及びオフサイトセンターの代替施設への避難対応に係る方針を明記する必要がある。

(3) 原子力災害時における迅速かつ的確な住民避難の実施

(制度の概要等)

原子力災害時における住民避難については、原災法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した場合は、緊急事態応急対策実施区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への避難の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとされている。また、同法第 23 条に基づき、緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会をオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会の構成員のうち主要な構成員から成る緊急事態対応方針決定会議では、市町村及び都道府県に指示される住民避難への対応案等を決定することとされている。

住民避難については、平成 16 年 7 月の梅雨前線豪雨、台風等による風水害において、その犠牲者の半数以上を高齢者が占めるなど、高齢者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援が課題とされた。これを受けて、内閣府は、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成した。その後、関係機関等の間での連携を中心とした避難支援方策や避難行動後の避難所での生活支援等についても検討を行い、平成 18 年 3 月に同ガイドラインを改定し、地方公共団体へ通知した。

防災基本計画では、原子力災害においても、「地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする」とされている。

原子力災害については、原子力事業所から放出された放射線等は人間の五感では感じ得ないという特殊性があるため、住民避難を行う際にも、一般災害のように指定された避難所へ避難するのではなく、避難対象地域に住民が取り残され被ばくしないよう、まず、避難対象地域の住民は一時集合場所へ参集し、その後、全員が公共輸送車両等により避難所へ移動する。住民は、避難所に着いても、屋内へ入る前に救護所の中で、被ばくしていないことを確認した後、避難所へ避難することとなる。

文部科学省は、住民避難を迅速かつ的確に実施するなどのため、オフサイ

トセンター、原子力事業所が所在する道府県（以下「原子力立地道府県」という。）及び原子力事業所が所在する市町村に隣接する市町村を管轄する道府県（以下「関係隣接道府県」という。）に緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIシステム」という。）を整備している。

SPEEDIシステムは、平常時に原子力事業所周辺の気象データや環境放射線観測データの収集を行うとともに、緊急時には、原子力事業所から放出された放射性物質の大気中濃度や被ばく線量等を、放出源情報、気象条件及び地形データを基に予測し、その影響範囲を地図上に表示することを目的としたシステムである。この機能を用いて、原子力災害現地対策本部に組織された放射線班において、住民避難対象地域の検討に用いる防護対策区域案が作成される。

また、SPEEDIシステムには、住民避難対応の検討にも活用される原子力事業所周辺の人口、道路や避難施設等に関する情報（以下「社会環境情報」という。）が入力されている。具体的には、原子力事業所が所在する市町村（以下「原子力立地市町村」という。）及び原子力立地市町村を除く原子力災害の発生又は拡大の防止を図ることが必要であると原子力立地道府県知事及び関係隣接道府県知事が認める市町村（以下「関係周辺市町村」という。）における行政区内の集落単位の人口総数、安定ヨウ素剤の配布（注）のための年齢別人口や妊産婦等の状況が入力されている。これらの情報は、放射線班が作成した防護対策区域案と併せて、住民安全班において住民避難の地区等を検討する際に活用される。

なお、SPEEDIシステムに入力されている社会環境情報の更新は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金により、道府県が「地域情報入力整備事業」（委託事業）として実施することができる。

（注） 安定ヨウ素剤の配布は、原子力災害で放射性ヨウ素が放出された場合、放射性ヨウ素の体内への取り込みに伴う甲状腺の被ばくを低減するため、住民に対して行われるものである。安定ヨウ素剤の配布は、40歳未満の者を対象とし、特に新生児、乳幼児及び妊産婦を優先させるとされている。

(現状と問題点等)

今回、全国の16原子力立地道府県のうち12原子力立地道府県におけるSPEED Iシステムへの入力情報の更新(委託事業により年1回の更新)状況について調査した結果、平成17年度から19年度の3年間では、毎年更新を行っているのは3道府県、2回更新を行っているのは3道府県、1回更新を行っているのは2道府県、3年間1回も更新を行っていないのは4道府県であった。

SPEED Iシステムに入力されている社会環境情報の更新頻度は、上述のとおりであり、この更新情報の入力は、道府県が作成する地域防災計画(資料編)の改正に伴い実施され、当該資料編の情報をSPEED Iシステムに入力するという手順で行われている。このため、道府県の判断で当該資料編が改正されなかった場合、住民避難対応として必要な社会環境情報は更新されないこととなる。

このような状況では、原子力災害が発生した場合、住民安全班でSPEED Iシステムの機能を活用した適切な住民避難の検討が行えず、緊急事態対応方針決定会議において実効性ある住民避難対応の判断ができないおそれがある。

また、現在入力されている社会環境情報には、要援護者の情報は含まれていないが、一般災害においても要援護者の避難支援が課題とされている。さらに、11原子力立地道府県から、SPEED Iシステムにあらかじめ要援護者の情報が入力され、かつ、それを含む社会環境情報の更新頻度が高まるのであれば、原子力災害時に住民への避難対応を求める際、①現地で住民避難の支援を行う体制の規模を適切に決めることや、②自宅や勤務先等から一時集合場所に集合する住民を、避難所まで輸送するための適切な規模の公共輸送車両を向かわせることが可能となるなど有効であるとの意見を得ている。以上のことから、SPEED Iシステムに要援護者の情報を入力することにより、より一層、住民避難対応に資することとなると考えられる。

(所見)

文部科学省は、原子力災害時の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、SPEED I システムの実効性を確保することにより、住民避難が迅速かつ的確に行われるよう以下の措置を講ずる必要がある。

- ① SPEED I システムの入力情報の更新頻度を高めるなど同システムの運用を見直すこと。
- ② SPEED I システムに入力されている社会環境情報の中に、要援護者情報を整備することについて検討すること。

(4) 効果的な原子力防災訓練の実施

(制度の概要等)

原災法第 13 条等において、国は、年に 1 回、地方公共団体及び原子力事業者等と共同して原子力総合防災訓練を実施することとされている。

また、同法第 28 条において、地方公共団体等の災害予防責任者は、法令又は防災計画等の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならないとされている。

これらの規定に基づき、国は、平成 12 年度以降、毎年度 1 回、原子力総合防災訓練を実施(平成 16 年度を除く。)しており、原子力立地道府県においても、毎年度 1 回程度、原子力事業所における事故発生から原子力災害が収束するまでの一連の災害対応を幅広い関係機関が参加して行う防災訓練(以下「総合的な防災訓練」という。)を実施している。

これらの訓練の主たる目的は、各訓練の実施要領等において、それぞれの関係機関の機能を確認し、防災関係機関相互間の協力の円滑化を図るとともに、訓練を通して評価等を行って防災関係機関の平時からの組織体制や応急対策の実効性の確認を行うこと等とされている。

(現状と問題点等)

今回、国の原子力総合防災訓練及び全国の 16 原子力立地道府県のうち 12 原子力立地道府県の総合的な防災訓練を調査した結果、以下のとおり、国の原子力総合防災訓練の内容を取り入れ、住民避難等の防護対策を迅速に実施

するための訓練を実施している地域や地域における特有の環境条件下で訓練を実施している地域がある一方、そのような訓練を実施していない地域もみられた。

ア 国の原子力総合防災訓練の原子力立地道府県における活用

平成 12 年度以降における国の原子力総合防災訓練の実施状況等について調査した結果、近年になって特定事象の発生時点から住民避難等の防護対策について検討を実施するなど、住民避難をより迅速かつ的確に実施する上で実効性のある訓練が行われてきたが、調査した 12 原子力立地道府県の総合的な防災訓練において、これらの訓練内容が取り入れられていない状況が以下のようにみられた。

- i) 平成 18 年度の国の原子力総合防災訓練(愛媛県伊方発電所で発災想定)では、原子力災害時に原子力災害現地対策本部において組織される機能別グループを、特定事象の発生時点から、原子力災害時に準じた組織として機能させ、特定事象の段階から住民避難等の防護対策案を検討し、防護対策の実施までに要する時間を短縮する取組がなされた。

この訓練を受けて、国では、特定事象の段階から防護対策案を検討することとしたことにより、当該内容を報道発表するタイミングについて、検討する必要がある等の課題を訓練結果として示すとともに、今後、このような場合の広報対応訓練の充実を図っていくという対応方針を示している。

平成 18 年度から 20 年度(平成 20 年 11 月現在)の間において、12 原子力立地道府県が実施した総合的な防災訓練をみると、9 道府県では国の原子力総合防災訓練と同様の取組を行っている一方、3 道府県では、そうした取組が行われていない状況がみられた。

- ii) 平成 18 年度の国の原子力総合防災訓練では、原子力災害時に原災法第 20 条第 8 項に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から原子力災害現地対策本部長(文部科学副大臣又は経済産業副大臣)へ一

部権限を委任することにより、緊急事態宣言発出後に、防護対策案の確認・決定、地方公共団体への防護対策案の指示を速やかに行う取組がなされた。

この訓練を受けて、国では、権限を委任したことにより、防護対策案の確認・決定、地方公共団体への防護対策案の指示を速やかに実施できたこと及び現地が自主性を持って活動できるようになったことを訓練結果として示すとともに、今後も速やかに防護対策が実施できるよう、この手法を継続していくという対応方針を示している。

平成 18 年度から 20 年度（平成 20 年 11 月現在）の間において、12 原子力立地道府県が実施した総合的な防災訓練をみると、8 道府県では国の原子力総合防災訓練と同様の取組を行っている一方、4 道府県では、そうした取組が行われていない状況がみられた。

イ 地域の特性に応じた防災訓練の取組

平成 16 年度から 19 年度の間 12 原子力立地道府県における総合的な防災訓練の実施状況を調査した結果、宮城県では、19 年度の訓練において、避難や移動のための除雪体制の構築や避難所における防寒対策等を冬季特有の課題として検証するために実施しているが、雪害が予想される他の 6 道府県のうち、2 道府県では同様の取組を行っている一方、4 道府県においては、そのような取組がなされていなかった。

また、この訓練を受けて、宮城県においては、避難所等における防寒対策、避難者への防寒着等の着用の呼びかけ、モニタリングを実施するための車両等の積雪対策等の確認が実施できたことを訓練結果として取りまとめ、冬季特有の課題を更に検証するために、今後、訓練想定等を工夫していくという対応方針を示している。

(所見)

経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、毎年の原子力防災訓練をより実効性の高いものとするため、これまでに実施された訓練の経験の蓄積をより体系的にまとめた上で、地方公共団体や関係機関等に対して、助言等を実施する必要がある。

(5) 被ばく患者の搬送体制の整備

(制度の概要等)

原子力災害等において、被ばく患者が発生した場合には、この被ばく患者を受け入れることとされる医療機関へ迅速に搬送し、適切に被ばく医療を行うことが必要である。

防災基本計画においては、国及び地方公共団体は、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療体制を整備・維持するものとされている。

これら緊急被ばく医療体制は、汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を担う「初期被ばく医療機関」、専門的な診療を担う「二次被ばく医療機関」、原子力立地道府県等では対応することが困難な高度専門的な診療を担う「三次被ばく医療機関」等からなっている。

文部科学省は、高度専門的な診療機能が求められている三次被ばく医療機関について、全国を東日本、西日本の2ブロックに分け、東日本ブロックの三次被ばく医療機関として放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療機関として国立大学法人広島大学（以下「広島大学」という。）を指定している。

文部科学省が指定する三次被ばく医療機関2機関は、防災基本計画において、「地域の三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所、広島大学）は、地方公共団体が構築に努める初期及び二次被ばく医療体制のネットワークと連携し、被ばく患者の搬送、受入れに必要なネットワークを整備する」とされている。

これを受けて、三次被ばく医療機関への被ばく患者の搬送については、全国にある16原子力立地道府県及び3関係隣接道府県のうち、東日本ブロッ

クの8原子力立地道府県で発生した被ばく患者は放射線医学総合研究所へ、西日本ブロックの8原子力立地道府県及び3関係隣接道府県で発生した被ばく患者は広島大学へ搬送することとされている。他方、西日本ブロックの8原子力立地道府県及び3関係隣接道府県で発生した被ばく患者であっても、広島大学で対応できない被ばく患者（注）が発生した場合には、千葉県にある放射線医学総合研究所まで直接搬送することとされている。

文部科学省は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第85条第4項に規定する財政上の措置の一つとして、エネルギー対策特別会計から、三次被ばく医療機関2機関に対して調査事業を委託し、被ばく患者の具体的な搬送体制について整備を進めている。

また、搬送手段については、防災基本計画において、「自衛隊は原子力災害派遣時等に実施する活動として、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等に応じて、モニタリング支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の搜索救助、消防活動、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去等を実施するものとする」とされており、自衛隊による被ばく患者の搬送支援も想定されている。

自衛隊による災害時等の搬送支援の仕組みは、①原子力災害等が発生した際には、原災法第20条第4項に基づく原子力災害対策本部長からの要請により、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の3に基づき部隊等を派遣することができることとされ、②原子力災害対策本部設置前の段階においては、自衛隊法第83条第1項に基づく都道府県知事の要請により、同条第2項に基づき部隊等を派遣することができることとされている。

（注） 治療を要するプルトニウム等の内部被ばく患者、除染が困難であり二次汚染等を起こす可能性が大きい内部被ばく患者等をいう。（「緊急被ばく医療のあり方について」（平成13年6月原子力安全委員会了承、平成20年10月改定））

（現状と問題点等）

三次被ばく医療機関2機関を調査した結果、放射線医学総合研究所では平成16年度、広島大学では17年度から、文部科学省の委託事業により、被ばく患者搬送フロー図に基づく搬送の机上演習や緊急時の情報連絡のシミュ

レーションを実施し、併せて三次被ばく医療機関からの具体的な支援体制についても検討し、整備を進めているとしている。

これらの進捗^{しんちやく}状況について、三次被ばく医療機関2機関を調査した結果、16原子力立地道府県及び3関係隣接道府県との間において、以下のとおり、三次被ばく医療機関への搬送体制が整備されていない状況がみられた。

i) 三次被ばく医療機関までの搬送について、16原子力立地道府県及び3関係隣接道府県のうち、6道府県はそれぞれの三次被ばく医療機関との間で搬送体制が整備されている。他方13道府県においては、三次被ばく医療機関との間で搬送体制の整備に向けて取り組んでいるところであるが、現状では、整備されていない。

ii) 西日本ブロックの8原子力立地道府県及び3関係隣接道府県において広島大学で対応できない被ばく患者が発生した場合には、放射線医学総合研究所（千葉県）へ直接搬送することとなるが、放射線医学総合研究所と西日本ブロックのすべての原子力立地道府県等との間の搬送体制は整備されていない。

なお、三次被ばく医療機関間においては、当該搬送体制の整備に向けた検討が開始されたところである。

さらに、16原子力立地道府県のうち8原子力立地道府県における三次被ばく医療機関への広域搬送体制の整備状況を調査した結果、当該道府県では、三次被ばく医療機関へ被ばく患者を搬送するため、防災ヘリコプター等を手段とした搬送体制を想定している。しかし、防災ヘリコプターは、各道府県1機程度の配備であり、運航が天候条件に左右されやすいため、原子力災害時等に被ばく患者を搬送する手段として、効果的に使用できない場合も想定される。加えて、防災ヘリコプターで広域搬送を行う場合、搬送の途中で、数回の給油が必要となるなどの課題も挙げられている。

このため、原子力災害時等において、原子力事業所等で発生した重篤な被ばく患者などを三次被ばく医療機関へ広域搬送するための手段として、自衛

隊の搬送支援を得るための体制を整備することが必要であると考えられる。

(所見)

文部科学省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力立地道府県及び関係隣接道府県の実情を踏まえ、関係機関と協議することにより、三次被ばく医療機関が整備を進めている被ばく患者の搬送体制について、実行可能な体制が整備されるようより一層の支援を講じる必要がある。

2 防災業務に係る実施体制の確保

(1) 原子力保安検査官による定例試験への計画的な立会い・確認の実施

(制度の概要等)

発電の用に供するために原子炉を設置・運転する者（以下「原子力発電事業者」という。）については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 37 条第 1 項及び第 4 項において、事業を開始する前に、施設の保安のために必要な基本的な事項を保安規定として定め、経済産業大臣の認可を受けるとともに、これを遵守しなければならないとされている。

経済産業省原子力安全・保安院（以下「原子力安全・保安院」という。）は、原子炉等規制法第 67 条の 2 に基づき、原子力発電事業者の保安規定の遵守状況を確認するため、平成 20 年 1 月 1 日現在、全国 21 の原子力保安検査官事務所に 106 人の原子力保安検査官を配置している。この原子力保安検査官は、原子炉等規制法第 37 条第 5 項に基づき、「保安検査」を年 4 回実施しているほか、さらに、法令に基づく検査又は調査には当たらない「保安調査」（注）を実施している。

この保安検査及び保安調査において、原子力保安検査官は、原子力災害を防止する上で最も重要な「止める・冷やす・閉じこめる」という原子炉施設の機能を維持するために必要な系統・機器等について、要求されている性能が維持されていることを確認するために原子力発電事業者が保安規定に基づき一定期間ごとに行っている定例試験の実施状況を確認することとされている。また、定例試験が保安規定に定められた手順によって確実に実施される必要があることから、保安調査により確認する際には、「原子力保安検査官及び原子力防災専門官執務要領～原子力保安検査官事務所業務マニュアル～」（平成 14 年 2 月 1 日付け平成 13・12・04 原院第 3 号、平成 20 年 4 月 21 日最終改定。以下「保安検査官等マニュアル」という。）において、原子力発電事業者が行う定例試験に「可能な限り立会う」ことにより確認することとされている。

(注) 原子力保安検査官は、保安検査官等マニュアルに基づき、保安調査として、原子力発電所において、保安検査期間を除く平日には毎日、①原子炉主任技術者等

から、施設の稼働状況、施設におけるトラブルの発生の有無、作業管理の状況等の聴取、②運転日誌、作業日誌、保守記録、被ばく管理記録、警報装置から発せられた警報等に係る記録、保安教育の実施に関する記録等の確認、③設備の異常の有無、計器類の指示値等の異常の有無等について確認するための施設の巡視及び④定例試験への立会いを実施することとされており、これらの①から④については、保安検査においても実施することとされている。

(現状と問題点等)

今回、原子力発電所を所管する全国の 17 原子力保安検査官事務所のうち 8 事務所（泊、女川、福島第一、浜岡、志賀、敦賀、伊方及び川内）における保安検査及び保安調査の実施状況について調査した結果、原子力保安検査官は、平日においては毎日保安検査又は保安調査を実施し、原子炉施設の運転状況の聴取、各種記録の確認等を行っており、定例試験の実施状況についても記録により確認しているが、定例試験への立会いの状況をみると、以下のとおり、原子力保安検査官事務所ごとに区々となっていた。

上述の 8 原子力保安検査官事務所が所管する 8 原子力発電所において、平成 18 年 1 月から 19 年 12 月までの時期で最も稼働率が高い原子炉施設を抽出し、同時期におけるポンプ等機器の動作を伴う定例試験の実施状況を調査した結果、各原子炉施設では、原子炉が正常に稼働している期間、毎月 11 項目から 18 項目の試験が保安規定に定める以上の頻度で実施されていた。なお、これらの試験は、1 項目当たりおおむね 2 時間から 3 時間にわたり実施されるものが多く、1 日当たり 1 項目又は 2 項目について実施されており、中には夜間に実施されているものもある。

しかしながら、保安検査及び保安調査における原子力保安検査官の定例試験への立会いの状況を調査した結果、1 原子力保安検査官事務所（伊方）では、定例試験に立ち会えるよう年間の計画表を作成し、立会いの実績について把握しており、稼働中に実施されている定例試験のすべての項目に立ち会っている一方、6 事務所（女川、福島第一、浜岡、志賀、敦賀及び川内）においては、原子炉稼働中に月 1 回以上実施されている定例試験の項目について、平成 18 年及び 19 年の 2 年間に 1 回も立ち会っていない項目がみられた。残りの 1 事務所（泊）では、平成 19 年中 1 回も立ち会っていない項目がみられた。

このように定例試験への立会いの状況が原子力保安検査官事務所ごとに

区々となっている原因は、原子力安全・保安院本院が、保安検査官等マニュアルにおいて、「原子力保安検査官は、土日休日等を除き、定例試験等については、可能な限り立会う」とした上で、「原子力保安検査官事務所の状況を勘案し、方法や頻度も含めて、プラントの特性を踏まえて事務所が判断して計画的に実施する」と指示するにとどまり、定例試験の立会いに関する具体的な考え方を原子力保安検査官事務所に対して明確に指示していないためと考えられる。定例試験は、原子力発電事業者が、原子力災害を防止する上で最も重要な原子炉施設の機能を維持するために必要な系統・機器等について実施しているものであり、同試験が保安規定に定められたとおり実施されているかについて、計画的に立会いを行い確認することは重要と考えられる。このため、原子力安全・保安院本院が原子炉施設の状況等を考慮した立会いの考え方を明確にするとともに、当該立会いの考え方に基づき、原子力保安検査官が定例試験について、適時、立ち会うことが必要であると考えられる。

(所見)

経済産業省は、原子力発電所における災害を防止する観点から、原子力保安検査官による定例試験への立会いの考え方を明確化し、原子力発電事業者において適切に定例試験が行われていることを計画的に立会い、確認する必要がある。

(2) 原子力保安検査官の効果的な研修の実施

(制度の概要等)

経済産業省は、原子炉等規制法第 67 条の 2 に基づき、平成 20 年 1 月 1 日現在、全国 21 の原子力保安検査官事務所に 106 人の原子力保安検査官を配置している。これらの原子力保安検査官の採用形態別の配置人数をみると、国家公務員試験（技術系）を通じて経済産業省の技官として新規に採用された原子力保安検査官（以下「経済産業省プロパーの検査官」という。）と、原子力事業関連のメーカー等から中途採用され、原子力技術等について高い専門的かつ技術的な知識及び経験を有する原子力保安検査官（以下「中途採

用の検査官」という。)によって構成されており、平成20年1月1日現在、106人のうち前者は47人、後者は59人となっている。

原子力保安検査官は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第60条第5項において、原子力事業者が講ずべき保安のために必要な措置並びに施設の構造及び性能について、相当の知識及び経験を有する者でなければならないとされている。これを受けて、原子力安全・保安院は、原子力保安検査官が有していなければならない知識や実務経験等について、「原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件」(平成13年1月6日付け平成13・01・06原院第26号原子力安全・保安院長通達)において、院長が認める研修を修了することとしており、当該研修の一つとして、原子力保安検査官基礎研修を年3回程度実施している。このほか、原子力安全・保安院は、原子力保安検査官となった後、同検査官として必要な知見を効率的かつ効果的に修得することができるよう各種の研修を実施している。これらの研修のうち、特に原子力施設品質保証業務研修は、原子炉等規制法の関係省令が平成15年10月に一部改正されたことにより、原子力施設を運転する上での基本的な考え方として位置付けられた品質保証の標準的な考え方等を習得するものとして実施されている。

なお、原子力の安全規制における品質保証とは、「原子力安全」を「品質」ととらえ、「品質」を生み出す過程(保安活動)の計画、実施、評価及び改善を事業者自身が不断に行うことにより、原子力の安全を達成するものであり、現在、すべての原子力事業者が保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動を行うこととしている。このため、原子力安全・保安院は、原子力保安検査官が業務を行う上で、品質保証の考え方についての理解は欠かすことができないものであるとして、原子力施設品質保証業務研修又はそれと同等の研修の受講は必須であるとしている。

(現状と問題点等)

今回、経済産業省における原子力保安検査官の採用状況及び研修の実施状況を調査した結果、以下のとおり、中途採用者の確保が難しくなっている中、経済産業省プロパーの検査官に対してより高い専門的かつ技術的な能力を

取得させるための取組を強化することが一層求められるものの、原子力保安検査官の研修の仕組みが十分機能していないなどの状況がみられたことから、原子力施設の安全性の確保に必要な専門的かつ技術的な能力を有する者が効果的に育成されないおそれがある。

ア 原子力保安検査官の確保

今回、13 原子力保安検査官事務所における原子力保安検査官の採用形態別の配置人数を調査した結果（平成 20 年 1 月 1 日時点）、経済産業省プロパーの検査官 33 人、中途採用の検査官 37 人の合計 70 人が配置されており、半数以上を中途採用の検査官が占めている状況がみられた。これらのうち中途採用の検査官の年齢構成をみると、37 人のうち 33 人が 55 歳以上であり、今後 5 年以内には定年を迎える状況がみられた。一方、原子力産業界では、今後ますます原子力について知見を有する人材が必要と言われており、原子力事業関連のメーカーにこれら人材の確保について意見を聞いたところ、中堅・ベテラン技術者の需要は一層増すものと予想されるとしている。

原子力安全・保安院は、即戦力として保安検査等の業務を行うことができる中途採用の検査官について、原子力保安検査官事務所の技術水準を維持するために不可欠であるとしており、原子力事業関連メーカー等に原子力保安検査官の募集要綱を積極的に配布し、募集を行っているものの、最近の応募者数は、平成 16 年度 33 人、17 年度 24 人、18 年度 22 人及び 19 年度 13 人へと年々減少している。

このように、①中途採用の検査官が原子力保安検査官全体の半数以上を占めており、その多くが今後 5 年以内に定年を迎えること、②原子力に専門的かつ技術的な知識及び経験を有する者の確保が難しくなっていることにより、将来、原子力保安検査官として即戦力となる人材が不足する深刻な事態を迎えるおそれがある。

このような状況を踏まえると、経済産業省プロパーの検査官に対してより高い専門的かつ技術的な能力を取得させるための取組を強化することが一層求められていると考えられる。

なお、経済産業省プロパーの検査官についてみると、原子力安全・保安院は、自ら採用を行っておらず、経済産業省の技官として採用された職員を配置している。このことについて、原子力安全・保安院本院は、エネルギー行政、基準認証行政、産業保安行政等の分野のほか、幅広い行政分野を経験した者を原子力保安検査官として原子力保安検査官事務所に配置することは重要との認識を有している。

イ 原子力保安検査官の研修の実施

今回、原子力安全・保安院における研修の実施状況を調査したところ、以下のとおり、原子力保安検査官に対して研修を組織的・体系的に受講させるための仕組みや取組が十分機能していない、ベテランの検査官から若手の検査官へ技術を継承するための職場内訓練（以下「OJT」という。）の実施状況の把握やその効果を検証していないことから、原子力施設の安全性の確保に必要な専門的かつ技術的な能力を有する者が効果的に育成されないおそれがある。

i) 今回、13 原子力保安検査官事務所に配置されている経済産業省プロパーの検査官 33 人について、原子力保安検査官を対象とした原子力安全・保安院が実施する研修のうち、特に重要とされている原子力施設品質保証業務研修又はそれと同等の研修の受講状況を調査した結果、3人が当該研修を受講していない状況がみられた。これらの3人のすべてが平成18年度又は19年度に原子力保安検査官となった者である。原子力の品質保証業務を担当した経験が少ない者が原子力保安検査官事務所に配属される場合には、保安検査を複数の原子力保安検査官で行っていることを踏まえても、適時に研修を受講する必要がある。

このことは、原子力安全・保安院において、当該研修は原子力保安検査官が受講することが必須であるとしているにもかかわらず、研修に関する規程類等において、その旨が規定されていないことによるものと考えられる。

ii) 原子力安全・保安院は、30歳代から40歳代前半の経済産業省プロパ

一の検査官を中途採用の検査官と同一の原子力保安検査官事務所に配置し、事務所においてOJTを実施することにより、技術の継承を行うこととしているが、OJTの実施状況については、組織的に把握していない。このため、技術の継承が適切に行われているかなどの効果についても検証していない。このことは、原子力安全・保安院が経済産業省プロパーの検査官と中途採用の検査官を同一の原子力保安検査官事務所に配置することにより、自然とOJTが実施され、技術の継承が行われると想定していたことによるものと考えられる。

一方、原子力事業所において定期検査等を実施している安全基盤機構では、この検査に携わる技術系の職員に対してOJTを実施する場合、指導員として教育に当たったベテラン職員及び所属長が目標の達成度合いや今後の課題等を評価するOJT結果報告書を作成し、検査部門幹部に報告することとされており、研修の効果について検証される仕組みとなっている。

(所見)

経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力施設の安全性の確保に必要な専門的かつ技術的な能力を有する者を育成するため、OJTを有効に取り入れた技術の継承を含めた研修の方針等を策定し、これに従って原子力保安検査官の研修を効果的に実施する必要がある。

(3) 原子力防災専門官の効果的な研修の実施

(制度の概要等)

経済産業省は、原災法第30条第1項に基づき、災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施を図るため、平成20年7月1日現在、全国21か所の原子力保安検査官事務所に62人の原子力防災専門官を配置している。

原子力防災専門官は、原災法第30条第2項において、平常時から、原子力事業者の防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置、防災訓練の実施等に関して幅広く指導・助言を行うなどの役割を担うこととされている。この

うち、原子力災害時等において、原子力防災専門官として中心的な役割を果たすこととされている原子力保安検査官事務所の所長(統括原子力保安検査官併任原子力防災専門官)及び副所長(原子力防災専門官)は、経済産業省防災業務マニュアル原子力災害対策編(平成20年4月最終改定)及び保安検査官等マニュアルにおいて、原子力災害発生時には、①初動段階において危機管理に係る指揮を執ること、②オフサイトセンターに設置される経済産業省原子力災害現地警戒本部(注)の本部長を担うこと、③原子力立地道府県における広報対応等重要な役割を担うこととされている。

原子力安全・保安院は、原子力防災専門官が有していなければならない知識や実務経験等について、「原子力防災専門官の資格要件」(平成13年1月6日付け平成13・01・06原院第27号原子力安全・保安院長通達)において、院長が認める研修を修了することとしており、当該研修として、原子力防災専門官基礎研修を年3回程度実施している。また、原子力安全・保安院は、原子力防災専門官の能力の維持・向上のために必要な研修を行うこととし、原子力防災専門官が原子力災害に対する危機管理等に係る最新の知見等を得るため、実際に発生した事故・トラブル事象などを内容として、年1回、2月頃に原子力防災専門官応用研修を実施している。

(注) 原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けた場合、又はこれに相当する事象の発生を知った場合、経済産業省防災業務計画に基づき、経済産業大臣が設置するもので、現地において、原子力災害の警戒段階における防災業務を行うための組織である。

(現状と問題点等)

今回、13 原子力保安検査官事務所に配置されている原子力防災専門官の研修の受講状況を調査した結果、原子力防災専門官として、特に重要な役割を担うこととされている原子力保安検査官事務所の所長13人及び副所長14人(いずれも平成19年度末時点)のうち、所長9人及び副所長3人が原子力防災専門官応用研修をこれまで受講していない状況がみられた。

原子力安全・保安院は、当該研修はすべての原子力防災専門官が受けなければならない研修ではないとしているが、当該応用研修について受講の考え方を明確に示しておらず、また、研修を受講させるべき者の特定及び受講の

指導等を行っていなかった。

原子力防災専門官は、原子力災害が発生した場合、その初動段階において経済産業省原子力災害現地警戒本部の本部長を務めるなど、最前線において原子力防災に関する中核的役割を果たすことを踏まえると、原子力安全・保安院は、原子力防災専門官が危機管理に係る幅広い知識を身に付け、これらの役割をより適切に果たすことができることを目的とした原子力防災専門官応用研修を適時適切に受講させる必要があると考えられる。

(所見)

経済産業省は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力災害の発生又は拡大の防止の実施に必要な業務を効率的かつ効果的に行うよう、原子力防災専門官応用研修の実施に係る考え方を明確にし、同研修の対象者については、これに従って受講させる必要がある。